

各位

2019年5月20日
大建工業株式会社

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

この度、当社取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、2019年3月期における当社取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。その結果の概要は下記の通りです。

記

1. 評価の方法

当社の取締役会の実効性の評価については、下記の手順にて実施しております。

- ① 当該年度の調査方法及び調査票については、取締役会及び社外取締役・社外監査役が過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会において審議し、取締役会にて決定しております。
- ② 調査票については、下記の項目について複数の設問を設け、「取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）」（以下、対象者）を対象に実施しております。各設問については、評価を点数化するだけでなく、各々の意見が出やすいよう自由記入を充実させるなど、形式的な評価に陥ることのないよう努めております。

【調査票の大項目】

- a. 取締役会（※）の役割・責務
 - b. 取締役会（※）の構成
 - c. 取締役会（※）における審議
 - d. 株主との対話促進に関する体制
 - e. ガバナンス体制全体
- ※ 取締役会の諮問委員会として、取締役会の実効性の評価やコーポレートガバナンス体制構築等に関する事項を審議する「コーポレートガバナンス委員会」と取締役や執行役員等の人事や報酬に関する事項を審議する「指名報酬委員会」を含む
- ③ 上記②の調査票による調査結果を踏まえ、コーポレートガバナンス委員会において、評価できる点や改善すべき課題について、評価・分析しております。

- ④ 上記②、③の結果を踏まえ、取締役会において、実効性をさらに高めるための課題や施策等について議論しております。

2. 分析・評価結果の概要

当社の取締役会の実効性を分析・評価した結果、当社の取締役会は、多様な視点と4名の独立社外役員（取締役・監査役）による公正性・透明性を確保した上で、各取締役・監査役より、積極的に意見が表明され、議論を尽くすことが出来ており、経営上重要な意思決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることが確認できました。特に、社外取締役・社外監査役に対して事前の情報提供を充実させるとともに、重要な議案については、取締役会において複数回、説明を行うなど、意思決定までに十分な議論ができたと評価しております。

一方で、子会社を含むグループ全体の内部統制・リスクマネジメントへのさらなる関与の必要性やステークホルダーへの情報提供に関する評価のモニタリングなど、取締役会の実効性をさらに高めるための、今後の課題も確認できました。

3. 分析・評価結果を踏まえた今後の課題及びその対応

分析・評価結果を踏まえ、当社は特に以下の課題に注力し、取り組んでまいります。

- ① 子会社を含むグループ全体の内部統制やリスクマネジメントについて、取締役会において、具体的な検証を行うなど、関与を強めること。
- ② 株主等のステークホルダーに向けた情報発信を充実させるために、情報の受け手の評価を取締役会でモニタリングすること。
- ③ 経営戦略に対するPDCAプロセスへ効果的に関与するため、取締役会における業務執行等の報告内容を見直すこと。

以上